議案第１３３号

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和７年１２月　１日提出

所沢市長　小野塚　勝　俊

提案理由

特別職の職員の期末手当について、現下の経済・雇用情勢、国や県の動向、一般職員との均衡などを総合的に勘案し、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

（所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第１条　所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「１００分の２３０」を「１００分の２３５」に改める。

第２条　所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「１００分の２３５」を「１００分の２３２．５」に改める。

（所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和４３年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「１００分の２３０」を「１００分の２３５」に改める。

第４条　所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条中「１００分の２３５」を「１００分の２３２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の議員の議員報酬等条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の特別職の職員の給与等条例」とい

う。）の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の議員の議員報酬等条例の規定又は改正後の特別職の職員の給与等条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の所沢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定又は第３条の規定による改正前の所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員の議員報酬等条例の規定又は改正後の特別職の職員の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。